

こ支家第231号  
令和5年9月5日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こども家庭庁長官

母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。

## 別 紙

### 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

#### (通則)

- 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この補助金は、都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の母子家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。
  - (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業
  - (2) 平成26年9月30日雇児発0930第13号「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業
  - (3) 平成28年4月1日雇児発0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭等生活向上事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
  - (4) 平成26年9月30日雇児発0930第3号「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業
  - (5) 平成27年4月10日雇児発0410第5号「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
  - (6) 平成26年9月30日雇児発0930第4号「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子・父子自立支援プログラム策定事業
  - (7) 平成26年3月31日雇児発0331第5号「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭への

総合的な支援のための相談窓口の強化事業

- (8) 令和元年 6 月 26 日子発 0626 第 2 号「離婚前後親支援モデル事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う離婚前後親支援モデル事業
- (9) 令和 2 年 3 月 30 日子発 0330 第 2 号「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業
- (10) 令和 3 年 3 月 29 日子発 0329 第 11 号「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行うひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業
- (11) 平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 8 号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」に基づき、都道府県及び指定都市（以下、3（11）、4（4）、6（8）、（9）及び（12）において「都道府県等」という。）が行う高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付事業並びに都道府県等が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「都道府県等が適当と認める団体」という。）が行う事業に対して都道府県等が補助する事業（以下「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（団体実施分）」という。）

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、事業ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 の (3)、(6) 及び (11) 以外の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業（3 の (1) (4) (5) (7) (8) (9) (10) については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。）

(ア) 別表第 2 欄の各種目（3 の (4) にあつては第 3 欄の 1 及び 2）ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額（3 の (2) の事業については、選定された額から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額）に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア)に準じて選定された額（3 の (2) の事業については、選定された額から家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収額を控除した額）に 4 分の 3 を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3 の (3) の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

(ア) 別表第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を

交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 通常分 (補助率 1 / 2 の場合)

アの(ア) に準じて選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 特例分 (補助率 2 / 3 の場合)

アの(ア) に準じて選定された額に 6 分の 5 を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3 の (6) の事業

別表第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(4) 3 の (11) の事業

ア 都道府県等が行う事業

(ア) 別表第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に別表第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

(ア) 別表第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と都道府県等が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4 で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10 千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでこども家庭庁長官の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 (仕入控除税額が 0 円の場合を含む。) は、別紙様式第 6 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部 (又は一支社、

一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (9) 都道府県等は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア (1) から (6) 及び (12) に掲げる条件

この場合において(1)、(2)、(4)、(5)及び(12)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市市長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市」と、(3)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「指定都市市長の承認」と、(4)中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(12)中「都道府県等」とあるのは「都道府県等が適当と認める団体」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 帳簿、証拠書類及び財産の保管期間に掲げる条件

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市市長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (12) 都道府県等は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)を廃止する場合には、都道府県等が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告する

とともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁長官が定める額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業
- 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。
- (2) 上記(1)以外の事業
- 別紙様式第3による申請書を毎年度別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、離婚前後親支援モデル事業、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業及びひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業
- 市町村長は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。
- (2) 上記(1)以外の事業
- 別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1か月を経

過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（補助金の返還）

- 12 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗して得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業又は2事業を実施している場合 0.9</li> <li>・3事業を実施している場合 0.95</li> <li>・4事業を実施している場合 1.0</li> </ul> <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額</p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,651,000円</p> <p>イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 7,346,000円</p> <p>ウ 週6日実施の場合 8,041,000円</p> <p>エ 週7日実施の場合 9,430,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>次のア又はイに定める金額</p> <p>ア 1センター当たり 9,200,000円</p> <p>イ 平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合</p> <p>1センター当たり 14,248,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,809,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。</p> <p>ア 支援対象者5人以上15人未満 3,000,000円</p> <p>イ 支援対象者15人以上30人未満 6,000,000円</p> <p>ウ 支援対象者30人以上 9,000,000円</p> <p>ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。</p> <p>(5) 養育費等支援事業</p> <p>ア、イ、ウ及びエの額を合計した金額</p> <p>ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合</p> <p>1センター当たり 6,659,000円</p> <p>イ ア以外の事業を行う場合</p> <p>(ア) 週5日以下の実施の場合 4,736,000円</p> <p>(イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 4,967,000円</p> <p>(ウ) 週6日実施の場合 5,201,000円</p> <p>(エ) 週7日実施の場合 5,670,000円</p> <p>ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円</p> <p>エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 11,766,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2



別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
		(6) 親子交流支援事業 ア 基本分 1センター当たり 1,858,000円 イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・親子交流援助の実施件数に応じ以下の(ア)～(カ)に定める金額 (ア) 251件以上300件以下の場合 372,000円 (イ) 301件以上350件以下の場合 744,000円 (ウ) 351件以上400件以下の場合 1,116,000円 (エ) 401件以上450件以下の場合 1,488,000円 (オ) 451件以上500件以下の場合 1,860,000円 (カ) 501件以上の場合 2,232,000円  (7) 相談関係職員研修支援事業 1センター当たり 2,802,000円  (8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり 2,300,000円  (9) 心理担当者による相談支援事業 1センター当たり 3,000,000円  (10) 就業環境整備支援事業 1センター当たり 2,880,000円		
		次により算出された額の合計額 2 一般市等就業・自立支援事業 (1) 1市又は1福祉事務所設置町村当たり ア～オに定める額を合計した金額 ア 就業支援等関係事業(1の(1)～(4))を行う場合 2,000,000円 イ 養育費等支援関係事業(1の(5)のイ、1の(6))を行う場合 2,000,000円 ウ 広報啓発等関係事業(1の(7)～(8))を行う場合 1,000,000円 エ 心理担当者による相談支援事業(1の(9))を行う場合 3,000,000円 オ 就業環境整備事業(1の(10))を行う場合 2,880,000円  (2) 在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。 ア 支援対象者5人以上15人未満の場合 1事業あたり 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 1事業あたり 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上の場合 1事業あたり 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、ア～ウに定める金額に0.9を乗じる。  (3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。 1事業当たり 6,659,000円	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 事務費分 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 4,128,000円</p> <p>2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 900円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 900円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 900円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 900円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 900円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,350円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌6時)の時間については次のエの単位とする。 (ア)児童1人の場合 1,120円×延活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,120円×延活動単位数×3 エ 宿泊分 4,480円×延児童数 オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位 (2) 生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,860円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 2,325円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、共済費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭等生活向上事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭等生活支援事業</p> <p>(1) 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 11,699,000円</p> <p>(2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 4,420,000円</p> <p>2 こどもの生活・学習支援事業(通常分)</p> <p>(1) 生活指導・学習支援</p> <p>ア 集合型により実施する場合:ウ(ア)、(イ)及び(エ)の合計</p> <p>イ 派遣型により実施する場合:ウ(ア)及び(ウ)の合計</p> <p>ウ 集合型と派遣型の両方を実施する場合:(ア)~(エ)の合計</p> <p>(ア)事務費 1か所当たり 2,746,000円</p> <p>(イ)事業費(集合型) 1か所当たり</p> <p>① 週2日以下開催 4,898,000円</p> <p>② 週3日開催 7,346,000円</p> <p>③ 週4日開催 9,795,000円</p> <p>④ 週5日以上開催 12,244,000円</p> <p>(ウ)事業費(派遣型)</p> <p>① 1回の訪問が1日の場合 10,420円×訪問延回数</p> <p>② 1回の訪問が半日以内の場合 6,700円×訪問延回数</p> <p>※1 上記2(1)ウ(イ)の実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。</p> <p>(エ)実施準備経費(1実施場所当たり)</p> <p>① 改修費等 4,000,000円</p> <p>② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円</p> <p>※2 令和5年度中に支払われたものに限る。</p> <p>(2) 食事の提供 1か所当たり 3,500,000円</p> <p>ア 食事支援経費 1支援単位×300円 (1支援単位:支援を必要とする者1人に対する1回分の食事支援)</p> <p>イ 管理運営経費 アの額の15%を上限とする。</p> <p>ウ 運搬費 600,000円 (ア及びイに関わらず、3,500,000円の範囲内で、600,000円を運搬費に当てることを可とする。)</p> <p>(3) 連携体制整備 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 453,000円</p>	ひとり親家庭等生活向上事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3
		<p>3 こどもの生活・学習支援事業(特例分)</p> <p>※令和4年度に平成28年2月9日内閣総理大臣決定「地域子供の未来応援交付金要綱」の事業メニューのうち「つながりの場づくり緊急支援事業」「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」又は令和4年2月8日子発0208第3号「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業の実施について」に基づき、補助を受けていた事業者に対し実施する場合に限る。</p> <p>食事の提供 1か所当たり 3,500,000円</p> <p>①食事支援経費 1支援単位×300円 (1支援単位:支援を必要とする者1人に対する1回分の食事支援)</p> <p>②管理運営経費 ①の額の15%を上限とする。</p> <p>③運搬費 600,000円 (①及び②に関わらず、3,500,000円の範囲内で、600,000円を運搬費に当てることを可とする。)</p>	同上	2/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 4/5

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>(1) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(12,001円以上200,000円以下)</p> <p>(2) 一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 教育訓練経費の60%相当額(200,000円以下)から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上) ※特定一般教育訓練給付金についての規定は令和元年10月1日の制度開始後から適用する。</p> <p>(3) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上800,000円以下) イ 令和4年4月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(12,001円以上1,600,000円以下)</p> <p>(4) 専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 ア 令和4年3月31日までに専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に200,000円を乗じた額のいずれか少ない額(800,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上) イ 令和4年4月1日以降に専門実践教育訓練給付の対象となる講座を修了した者 教育訓練経費の60%相当額と講座の修業年数に400,000円を乗じた額のいずれか少ない額(1,600,000円以下)から雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(12,001円以上)</p> <p>2 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>(1) 高等職業訓練促進給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 (ア)養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×支給延月数 (イ)a以外の者 100,000円×支給延月数 イ 市町村民税課税世帯に属する者 (ア)養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×支給延月数 (イ)a以外の者 70,500円×支給延月数</p> <p>(2) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数</p>	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 受講開始時給付金</p> <p>(1) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者 受講開始費用の30%相当額(4,001円以上75,000円以下)</p> <p>(2) 令和5年4月1日以降に講座を開始した者</p> <p>ア 通信制のみの場合 受講開始費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下)</p> <p>イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講開始費用の40%相当額(4,001円以上200,000円以下)</p> <p>2 受講修了時給付金</p> <p>(1) 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下)</p> <p>(2) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、 受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額)(1と2を 合わせた給付額の上限は100,000円)</p> <p>(3) 令和5年4月1日以降に講座を修了した者</p> <p>ア 通信制のみの場合 受講費用の50%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、 受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額) (1と2を合わせた給付額の上限は125,000円)</p> <p>イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講費用の50%相当額(受講開始時給付金を支給した場合は、 受講開始時給付金として支給した額を差し引いた金額) (1と2を合わせた給付額の上限は250,000円)</p> <p>3 合格時給付金</p> <p>(1) 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は 150,000円)</p> <p>(2) 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は 150,000円)</p> <p>(3) 令和5年4月1日以降に講座を修了した者</p> <p>ア 通信制のみの場合 受講費用の10%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は 150,000円)</p> <p>イ ア以外の場合(通学又は通学及び通信制併用の場合) 受講費用の10%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は 300,000円)</p>	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	3/4

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) 1プログラム当たり 20,000円 ※補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるものは含まない。)を行っているものとする。</p> <p>(2) プログラムで設定した目標を達成した後、1年以上定期的にアフターケアを行う場合、1プログラム当たり20,000円を加算する。</p> <p>(3) キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1実施主体当たり 97,000円</p>	母子・父子自立支援プログラム策定事業に必要な報酬、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、使用料及び賃借料)、委託料、共済費、負担金、補助及び交付金	10/10
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) 就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円</p> <p>(2) 集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円</p> <p>(3) 相談支援体制の強化 (土日対応を行う場合)</p> <p>① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,190,000円</p> <p>② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,498,000円</p> <p>③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,627,000円</p> <p>④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない場合) 1か所当たり 1,888,000円</p> <p>(土日対応を行わない場合)</p> <p>① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円</p> <p>② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,869,000円</p> <p>③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 998,000円</p> <p>(同行型支援を行う場合) 1か所当たり 1,782,000円</p>	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業に必要な報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2

## 別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	離婚前後親支援モデル事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり  15,000,000円	離婚前後親支援モデル事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2
	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業を実施するために必要な給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	2/3
	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業	1か所当たり  2,200,000円	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業を実施するために必要な報酬、報償費、改修費、備品購入費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)	1 入学準備金 1人当たり 500,000円以内  2 就職準備金 1人当たり 200,000円以内  3 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(高等職業訓練促進資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	9/10  (ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合) 定額 (注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)	1 住宅支援資金 1人当たり月額 40,000円以内  2 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)を実施するために必要な貸付金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る(都道府県等が実施する場合に限る。))、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	9/10  (ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(団体実施分)の場合) 定額 (注)都道府県等が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。



(元号) 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県(指定都市・中核市・市町村)名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

こども家庭庁長官 殿

市町村長

(元号) 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

## 1 国庫補助金交付申請額 金 円

母子家庭等就業・自立支援事業（一般市等就業・支援自立支援事業）	金	円
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	金	円
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	金	円
母子・父子自立支援プログラム策定事業	金	円
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	金	円
離婚前後親支援モデル事業	金	円
社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業	金	円
ひとり親家庭等に対する相談体制強化事業	金	円

## 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）

## 3 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）

(添付書類)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

(注) 変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長

(元号) 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書（別表1）
- 3 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書（別表2）
- 4 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3）

(添付書類)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

(注) 変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

こども家庭庁長官 殿

市町村長

(元号) 年度母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1）
- 2 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表2）

（添付書類）

- （1） 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- （2） その他参考となる資料

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長

(元号) 年度母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書（別表1）
- 2 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書（別表2）
- 3 母子家庭等対策総合支援事業内訳書（別表3）

(添付書類)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
指定都市市長

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ支家第 号をもって交付決定を受けた(元号) 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱6(4)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

- 3 添付資料

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

## 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調書

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金 その他の収入予 定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出見込額	算定基準による 算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消)申請 額 H-I
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)								1/2		
	母子家庭自立支援給付金及び父 子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓 練給付金事業							3/4		
		高等職業訓練促 進給付金等事業							3/4		
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支 援事業								3/4		
	母子・父子自立支援プログラム策定事業								10/10		
	ひとり親家庭への総合的な支援のための 相談窓口の強化事業								1/2		
	離婚前後親支援モデル事業								1/2		
	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備 事業								2/3		
	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業								1/2		
合 計											

(記載上の注意)

1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」(市町村の直接補助事業)、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」(市町村の直接補助事業)、「離婚前後親支援モデル事業」(市町村の直接補助事業)、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業(市町村の直接補助事業)及びひとり親家庭等相談支援体制強化事業(市町村の直接補助事業)について記載すること。

2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。

5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については3/4、母子・父子自立支援プログラム策定事業については10/10、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業については2/3)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

6 I欄及びJ欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

母子家庭等対策総合支援事業内訳書

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

○事業内容

1	就業支援事業	
2	就業支援講習会等事業	
3	就業情報提供事業	
4	在宅就業推進事業	
5	養育費等支援事業	
	養育費専門相談員の配置	
6	親子交流支援事業	
7	相談関係職員研修支援事業	
8	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	
9	心理担当者による相談支援事業	
10	就業環境整備支援事業	

※地域の実情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。  
 ※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	次により算出された額の合計額 ア 1市又は1福祉事務所設置町 村当たり
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	(ア)就業支援等関係事業(1の(1) ～(4))を行う場合 2,000,000円
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	(イ)養育費等支援関係事業(1の (5)のイ、1の(6))を行う場合 2,000,000円
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	(ウ)広報啓発等関係事業(1の(7) ～(8))を行う場合 1,000,000円
5 養育費等支援事業		5 養育費等支援事業	(エ)心理担当者による相談支援事 業(1の(9))を行う場合 3,000,000円
6 親子交流支援事業		6 親子交流支援事業	(オ)就業環境整備事業(1の(10)) を行う場合 2,880,000円
7 相談関係職員研修支援事業		7 相談関係職員研修支援事 業	イ 在宅就業コーディネーターを 配置して在宅就業推進事業を行 う場合、年度あたりの支援対象者 数に応じて、以下の(ア)～(ウ)に定 める金額を加算する。 (ア) 支援対象者5人以上15人未 満の場合 3,000,000円
8 広報啓発・広聴、ニーズ把握 活動等事業		8 広報啓発・広聴、ニーズ把握 活動等事業	(イ) 支援対象者15人以上30人 未満の場合 6,000,000円
9 心理担当者による相談支 援事業		9 心理担当者による相談支 援事業	(ウ) 支援対象者30人以上の場合 9,000,000円
10 就業環境整備支援事業		10 就業環境整備支援事業	ただし、支援対象者の報酬月額 (平均)が1万円未満の場合、(ア) ～(ウ)の補助基準額に0.9を乗じ る。 ウ 弁護士を配置して、養育費等 支援事業を行う場合、以下の金 額を加算する。 1事業当たり 6,659,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。



## (2) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

## ○事業内容

事業名		支給件数等	
1 自立支援教育訓練給付金事業		支給件数	
		(1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者	
2 高等職業訓練促進給付金等事業		支給件数(見込件数)	
(1) 高等職業訓練促進給付金		支給延件数(延月数)	
(2) 高等職業訓練修了支援給付金		支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

## ○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 自立支援教育訓練給付金事業		1 自立支援教育訓練給付金事業	合計金額を記載すること。 (1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の60%相当額を記載すること。  (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額及び一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の額を記載すること。  (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額、修業年数及び講座の修了年度を記載すること。  (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額、修業年数、講座の修了年度及び専門実践教育訓練給付金の額を記載すること。  (1)～(4)について、記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。
小計	円	小計	円
2 高等職業訓練促進給付金等事業		2 高等職業訓練促進給付金等事業	
(1) 高等職業訓練促進給付金		(1) 高等職業訓練促進給付金	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 (ア) 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×(支給延月数) (イ) (ア)以外の者 100,000円×(支給延月数) イ 市町村民税課税世帯に属する者 (ア) 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×(支給延月数) (イ) (ア)以外の者 70,500円×(支給延月数)
(2) 高等職業訓練修了支援給付金		(2) 高等職業訓練修了支援給付金	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) イ 市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

## (3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

○事業内容

事業名	支給件数等		
	受講者数		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	(ひとり親)		
	(児 童)		
	開始時支給件数	修了時支給件数	合格時支給件数
	(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>1 受講開始時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者 受講開始費用の30%相当(4,001円以上75,000円以下) イ 令和5年4月1日以降に講座を開始した者 受講開始費用の40%相当 (ア) 通信制のみの場合 4,001円以上100,000円以下 (イ)(ア)以外の場合 4,001円以上200,000円以下</p> <p>2 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(1を支給した場合は、1として支給した額を差し引いた金額)(1と2を合わせた給付額の上限は100,000円) ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の50%相当額(1を支給した場合は、1として支給した額を差し引いた金額) (ア) 通信制のみの場合 1と2を合わせた給付額の上限は125,000円 (イ)(ア)以外の場合 1と2を合わせた給付額の上限は250,000円</p> <p>3 合格時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の10%相当額 (ア) 通信制のみの場合 1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円 (イ)(ア)以外の場合 1と2と3を合わせた給付額の上限は300,000円 記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。</p>
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-④)

## (4) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

○事業内容

事業名		支給件数等
母子・父子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定件数	件
	うち面接2回以上のもの	件
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
	アフターケア実施件数	件
	うち1年以上実施のもの	件
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
母子・父子自立支援プログラム策定事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	(1)20,000円×(プログラム策定件数※) ※面接2回以上のものに限る  (2)20,000円×(アフターケア実施件数※) ※1年以上アフターケアを行うものに限る  (3)キャリアコンサルタントによる講習受講経費 1実施主体当たり 97,000円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-⑤)

## (5) ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
		(1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円	
		(2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円	
		(3)相談支援体制の強化 (土日対応を行う場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,190,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,498,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,627,000円 ④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない) 1か所当たり 1,888,000円	
		(土日対応を行わない場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,869,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 998,000円	
		(同行型支援を行う場合) 1か所当たり 1,782,000円	
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-⑥)

(6) 離婚前後親支援モデル事業

○事業内容

Empty box for business content.

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村) 15,000,000円
合計額 円	合計額 円

(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-⑦)

(7) 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業

○事業内容

Empty box for business content.

※事業内容について、詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

(円)

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
合計額		

(注) 経費については、対象経費の区分(給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(8)ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1か所当たり 2,200,000円
合計額 円	合計額 円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額調査書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区分	事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	選定額	家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額 I-J
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)											
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	都道府県指定都市中核市分									1/2	
		市町村分								※1	※2	
	ひとり親家庭等生活上事業(通常分)	都道府県指定都市中核市分									1/2	
		市町村分								※3	※4	
	ひとり親家庭等生活上事業(特例分)	都道府県指定都市中核市分									2/3	
		市町村分								※5	※6	
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業									3/4	
		高等職業訓練促進給付金等事業									3/4	
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業										3/4	
	母子・父子自立支援プログラム策定事業										10/10	
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業										1/2	
	離婚前後親支援モデル事業										1/2	
	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業										2/3	
	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業										1/2	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進資金)	都道府県等分(都道府県、指定都市分)									9/10		
	団体実施分								※7	※8		
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)	都道府県等分(都道府県、指定都市分)									9/10		
	団体実施分								※9	※10		
合	計											

(記載上の注意)

- 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)について以下2～11に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」(市町村の直接補助事業)、「離婚前後親支援モデル事業」(市町村の直接補助事業)、「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業」(市町村の直接補助事業)及び「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業(市町村の直接補助事業)」については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- G欄には、家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収予定額の合計額を記入すること。
- H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- I欄には、I欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については3/4、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業については2/3、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進資金及び住宅支援資金)のうち都道府県等分については9/10、母子・父子自立支援プログラム策定事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進資金及び住宅支援資金)のうち団体実施分については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2の①の「※1～※2」の金額を記入すること。
- ひとり親家庭等生活上事業の市町村分の各欄の額のうち、通常分は別表2の②の「※3～※4」の合計額を、特例分は別表2の③の「※5～※6」の合計額を記入すること。
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(訓練促進資金)のうち団体実施分の各欄の額は、別表2の④の「※7～※8」の合計額を記入すること。
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(住宅支援資金)のうち団体実施分の各欄の額は、別表2の⑤の「※9～※10」の合計額を記入すること。
- J欄及びK欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

## 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(都道府県名)

市町村名	総事業費		差引額 (A-B)	対象経費の 支出見込額	算定基準に よる算定額	選 定 額	費用負担基準 による徴収予定 額		差引額 (F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
	A	B					G	H					
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計												※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収予定額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 J欄には、H欄の市町村合計額から市町村負担額を差し引いた額を記入すること。
- 9 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 10 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

## (2) ひとり親家庭等生活向上事業(通常分)

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額(A-B)	対象経費の支出見込額	算定基準による算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭等生活向上事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 H欄には、F欄の市町村合計額から市町村負担額を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)



## (3) ひとり親家庭等生活向上事業(特例分)

(都道府県名)

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出見込額	算定基準に よる算定額	選 定 額	(F×5/6)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※5	※6

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭等生活向上事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に5/6を乗じた額を記入すること。
- 6 H欄には、F欄の市町村合計額から市町村負担額を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8 J欄には、I欄の額に4/5を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表2-④)

(4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進資金)のうち団体実施分

(都道府県・指定都市名)

団体名	総事業費	寄付金 その他の収入 予定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出見込額	算定基準に よる算定額	選 定 額	都道府県 指定都市 補助予定額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※7	※8

(記載上の注意)

- 1 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 2 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各団体ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 6 I欄には、各団体ごとにH欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表2-⑤)

(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)のうち団体実施分

(都道府県・指定都市名)

団体名	総事業費	寄付金 その他の収入 予定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出見込額	算定基準に よる算定額	選 定 額	都道府県 指定都市 補助予定額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※9	※10

(記載上の注意)

- 1 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 2 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各団体ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 6 I欄には、各団体ごとにH欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

## 母子家庭等対策総合支援事業内訳書

## ①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)

## ○事業内容

1	就業支援事業	
2	就業支援講習会等事業	
3	就業情報提供事業	
4	在宅就業推進事業	
5	養育費等支援事業	
	養育費専門相談員の配置	
6	親子交流支援事業	
7	相談関係職員研修支援事業	
8	広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	
9	心理担当者による相談支援事業	
10	就業環境整備支援事業	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

## ○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 6,651,000円 イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 7,346,000円 ウ 週6日実施の場合 8,041,000円 エ 週7日実施の場合 9,430,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	次のア又はイに定める金額 ア 1センター当たり 9,200,000円 イ 平日夜間・土日祝日の開催のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合 14,248,000円
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	1センター当たり 2,809,000円
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	次により算出された額の合計額 1センター当たり 2,000,000円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する ア 支援対象者5人以上15人未満の場合 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上の場合 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、補助基準額に0.9を乗じる。

5 養育費等支援事業		5 養育費等支援事業	ア、イ、ウ及びエの合計 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 1センター当たり 6,659,000円 イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 4,736,000円 (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 4,967,000円 (ウ) 週6日実施の場合 5,201,000円 (エ) 週7日実施の場合 5,670,000円 ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 11,766,000円
6 親子交流支援事業		6 親子交流支援事業	1センター当たり ア 基本分 1,858,000円 イ 加算分 (ア)251件以上300件以下の場合 372,000円 (イ)301件以上350件以下の場合 744,000円 (ウ)351件以上400件以下の場合 1,116,000円 (エ)401件以上450件以下の場合 1,488,000円 (オ)451件以上500件以下の場合 1,860,000円 (カ)501件以上の場合 2,232,000円
7 相談関係職員研修支援事業		7 相談関係職員研修支援事業	1センター当たり 2,802,000円
8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業		8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	1センター当たり 2,300,000円
9 心理担当者による相談支援事業		9 心理担当者による相談支援事業	1センター当たり 3,000,000円
10 就業環境整備支援事業		10 就業環境整備支援事業	1センター当たり 2,880,000円
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(注2)基準額について、1～3及び5の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額とする

- ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9
- ・3事業を実施している場合 0.95
- ・4事業を実施している場合 1.0

## ②ひとり親家庭等日常生活支援事業

都道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別葉に作成すること。

区 分	家庭生活支援員派遣家庭件数	家庭生活支援員派遣延べ回数
社会的事由を理由とする世帯		
自立促進に必要な事由を理由とする世帯		
生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯		
合 計 件 数	件	回

## ○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
		1 事務費	1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 4,128,000円
		2 派遣手当 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間 (ア)児童1人の場合 900円×延べ活動単位数 (イ)児童2人の場合 900円×延べ活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 900円×延べ活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 900円×延べ活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 900円×延べ活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,350円×延べ活動単位数 ウ 早朝、深夜等 (ア)児童1人の場合 1,120円×延べ活動単位数 (イ)児童2人の場合 1,120円×延べ活動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 1,120円×延べ活動単位数×2 (エ)児童4人の場合 1,120円×延べ活動単位数×2.5 (オ)児童5人の場合 1,120円×延べ活動単位数×3 エ 宿泊分 4,480円×延児童数 オ 移動時間 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は、1単位 (2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間 1,860円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等 2,325円×延活動単位数 ウ 移動時間 1,860円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は、1単位	
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役員費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(注2)基準額については、各々の区分ごとに計算式に基づき詳細に記載すること。

③ひとり親家庭等生活向上事業

都道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別葉に作成すること。

○事業内容

事業名	事業内容
1 ひとり親家庭等生活支援事業	
2 子どもの生活・学習支援事業(通常分)	
3 子どもの生活・学習支援事業(特例分) ※2	

※1 事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

※2 令和4年度に平成28年2月9日内閣総理大臣決定「地域子供の未来応援交付金要綱」の事業メニューのうち「つながりの場づくり緊急支援事業」「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」又は令和4年2月8日子発0208第3号「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業の実施について」に基づき、補助を受けていた事業者に対し実施する場合に限る。

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 ひとり親家庭等生活支援事業		1 ひとり親家庭等生活支援事業	(1)1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 11,699,000円 (2)地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 4,420,000円
2 こどもの生活・学習支援事業(通常分)		2 こどもの生活・学習支援事業(通常分)	(1)生活指導・学習支援 ア 集合型により実施する場合:ウ(ア)、(イ)及び(エ)の合計 イ 派遣型により実施する場合:ウ(ア)及びウ(ウ)の合計 ウ 集合型と派遣型の両方を実施する場合:(ア)～(エ)の合計 (ア)事務費 1か所当たり 2,746,000円 (イ)事業費(集合型) 1か所当たり ① 週2日以下 4,898,000円 ② 週3日 7,346,000円 ③ 週4日 9,795,000円 ④ 週5日以上 12,244,000円  (ウ)事業費(派遣型) ① 1回の訪問が1日の場合 10,420円×訪問延回数 ② 1回の訪問が半日以内の場合 6,700円×訪問延回数 ※1 上記(1)ウ(イ)の実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。  (エ)実施準備経費(1実施場所当たり) ① 改修費等 4,000,000円 ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円 ※2 令和5年度中に支払われたものに限る。  (2)食事の提供 1か所当たり 3,500,000円 ア 食事支援経費 1支援単位×300円 (1支援単位:支援を必要とする者1人に対する1回分の食事支援) イ 管理運営経費 アの額の15%を上限とする。 ウ 運搬費 600,000円 (ア及びイに関わらず、3,500,000円の範囲内で、600,000円を運搬費に当てることを可とする。)  (3)連携体制整備 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 453,000円
3 こどもの生活・学習支援事業(特例分)		3 こどもの生活・学習支援事業(特例分)	食事の提供 1か所当たり 3,500,000円 ①食事支援経費 1支援単位×300円 (1支援単位:支援を必要とする者1人に対する1回分の食事支援) ②管理運営経費 ①の額の15%を上限とする。 ③運搬費 600,000円 (①及び②に関わらず、3,500,000円の範囲内で、600,000円を運搬費に当てることを可とする。)
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役員費等)ごとに積算内訳を記載すること。

## ④母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

## ○事業内容

事業名		支給件数等	
1 自立支援教育訓練給付金事業		支給件数	
		(1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者	
2. 高等職業訓練促進給付金等事業			
	(1) 高等職業訓練促進給付金	支給件数(見込件数)	支給延件数(延月数)
	(2) 高等職業訓練修了支援給付金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

## ○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	合計金額を記載すること。 (1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の60%相当額を記載すること。  (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額及び一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の額を記載すること。  (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額、修業年数及び講座の修了年度を記載すること。  (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額、修業年数、講座の修了年度及び専門実践教育訓練給付金の額を記載すること。  (1)～(4)について、記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。
小計	円	小計	円
2. 高等職業訓練促進給付金等事業		2. 高等職業訓練促進給付金等事業	
(1) 高等職業訓練促進給付金		(1) 高等職業訓練促進給付金	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 (ア) 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×(支給延月数) (イ) (ア)以外の者 100,000円×(支給延月数) イ 市町村民税課税世帯に属する者 (ア) 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×(支給延月数) (イ) (ア)以外の者 70,500円×(支給延月数)
(2) 高等職業訓練修了支援給付金		(2) 高等職業訓練修了支援給付	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) イ 市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。



⑤ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

○事業内容

事業名	支給件数等		
	受講者数		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	(ひとり親) (児 童)		
	開始時支給件数	修了時支給件数	合格時支給件数
	(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>1 受講開始時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者 受講開始費用の30%相当(4,001円以上75,000円以下) イ 令和5年4月1日以降に講座を開始した者 受講開始費用の40%相当 (ア) 通信制のみの場合 4,001円以上100,000円以下 (イ) (ア)以外の場合 4,001円以上200,000円以下</p> <p>2 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(1を支給した場合は、1として支給した額を差し引いた金額)(1と2を合わせた給付額の上限は100,000円) ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の50%相当額(1を支給した場合は、1として支給した額を差し引いた金額) (ア) 通信制のみの場合 1と2を合わせた給付額の上限は125,000円 (イ) (ア)以外の場合 1と2を合わせた給付額の上限は250,000円</p> <p>3 合格時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の10%相当額 (ア) 通信制のみの場合 1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円 (イ) (ア)以外の場合 1と2と3を合わせた給付額の上限は300,000円 記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。</p>
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費支出見込額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑥)

## ⑥母子・父子自立支援プログラム策定事業

○事業内容

事業名		支給件数等
母子・父子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定件数	件
	うち面接2回以上のもの	件
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
	アフターケア実施件数	件
	うち1年以上実施のもの	件
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
母子・父子自立支援プログラム策定事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	(1)20,000円×(プログラム策定件数※) ※面接2回以上のものに限る  (2)20,000円×(アフターケア実施件数※) ※1年以上アフターケアを行うものに限る  (3)キャリアコンサルタントによる講習受講経費 1実施主体当たり 97,000円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑦)

## ⑦ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
			(1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円
			(2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円
			(3)相談支援体制の強化 (土日対応を行う場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,190,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,498,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,627,000円 ④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない場合) 1か所当たり 1,888,000円
			(土日対応を行わない場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,869,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 998,000円
			(同行型支援を行う場合) 1か所当たり 1,782,000円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑧)

### ⑧離婚前後親支援モデル事業

○事業内容

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円
合計額 円	合計額 円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑨)

### ⑨社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業

○事業内容

※事業内容について、詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

(円)

経費区分	対象経費の支出予定額	積算内訳
給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
合計額		

(注)経費については、対象経費の区分(給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑩)

⑩ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業

○事業内容

--

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1か所当たり 2,200,000円
合計額 円	合計額 円

(注)対象経費支出見込額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑪)

⑪ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進資金)のうち団体実施分

都道府県・指定都市名: \_\_\_\_\_

団体名: \_\_\_\_\_

(注)本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別葉に作成すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1 入学準備金 1人当たり 500,000円以内
	2 就職準備金 1人当たり200,000円以内
	3 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円
	※ 都道府県又は指定都市が適当と認める団体が行う事業に対し、都道府県又は指定都市が補助する場合、上記により計算された額の合計に9/10を乗じて得た額とする。
合計額 円	合計額 円

(別表3-⑫)

⑫ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(住宅支援資金)のうち団体実施分

都道府県・指定都市名: \_\_\_\_\_

団体名: \_\_\_\_\_

(注)本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別葉に作成すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	住宅支援資金 1人当たり 月額40,000円
	事務費 7,200,000円
	※ 都道府県又は指定都市が適当と認める団体が行う事業 に対し、都道府県又は指定都市が補助する場合、上記により 計算された額の合計に9/10を乗じて得た額とする。
合計額 円	合計額 円

## 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H	国庫補助金交付 決定額 I	国庫補助金受入済 額 J	差引 過不足額 (I-H) K
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (一般市等就業・自立支援事業)								1/2			0
	母子家庭自立支援給付金及び 父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業							3/4			0
		高等職業訓練促進給付金等事業							3/4			0
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業								3/4			0
	母子・父子自立支援プログラム策定事業								10/10			0
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業								1/2			0
	離婚前後親支援モデル事業								1/2			0
	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業								2/3			0
	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業								1/2			0
合 計												

(記載上の注意)

1 本表は、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」(市町村の直接補助事業)、「離婚前後親支援モデル事業」(市町村の直接補助事業)及び「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業」(市町村の直接補助事業)及び「ひとり親家庭等相談支援体制強化事業」(市町村の直接補助事業)について記入すること。

2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。

4 G欄には、各事業ごとにF欄の額を記入すること。

5 H欄には、G欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については3/4、母子・父子自立支援プログラム策定事業については10/10、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業については2/3)を乗じた額を記入すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

## 母子家庭等対策総合支援事業内訳書

## (1) 母子家庭等就業・自立支援事業(一般市等就業・自立支援事業)

## ○事業内容

1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業	
5 養育費等支援事業	
	養育費専門相談員の配置
6 親子交流支援事業	
7 相談関係職員研修支援事業	
8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	
9 心理担当者による相談支援事業	
10 就業環境整備支援事業	

※地域の実情に応じて選択した事業のみを記載し、未実施の事業については記載を要しないこと。  
 ※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

## ○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	次により算出された額の合計額 ア 1市又は1福祉事務所設置町村当たり
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	(ア)就業支援等関係事業(1の(1)～(4))を行う場合 2,000,000円
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	(イ)養育費等支援関係事業(1の(5)のイ、1の(6))を行う場合 2,000,000円 (ウ)広報啓発等関係事業(1の(7)～(8))を行う場合
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	1,000,000円 (エ)心理担当者による相談支援事業(1の(9))を行う場合
5 養育費等支援事業		5 養育費等支援事業	3,000,000円 (オ)就業環境整備事業(1の(10))を行う場合
6 親子交流支援事業		6 親子交流支援事業	2,880,000円 イ 在宅就業コーディネーターを配置して在宅就業推進事業を行う場合、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下の(ア)～(ウ)に定める金額を加算する。 (ア) 支援対象者5人以上15人未満の場合
7 相談関係職員研修支援事業		7 相談関係職員研修支援事業	3,000,000円 (イ) 支援対象者15人以上30人未満の場合
8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業		8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	6,000,000円 (ウ) 支援対象者30人以上の場合 9,000,000円
9 心理担当者による相談支援事業		9 心理担当者による相談支援事業	ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、(ア)～(ウ)の補助基準額に0.9を乗じる。
10 就業環境整備支援事業		10 就業環境整備支援事業	ウ 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算する。 1事業当たり 6,659,000円
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

## (2) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

○事業内容

事業名		支給件数等	
1. 自立支援教育訓練給付金事業		支給件数	
		(1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者	
2. 高等職業訓練促進給付金等事業		支給件数(実件数)	
(1) 高等職業訓練促進給付金			支給延件数(延月数)
(2) 高等職業訓練修了支援給付金		支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	合計金額を記載すること。 (1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の60%相当額を記載すること。  (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額及び一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の額を記載すること。  (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額、修業年数及び講座の修了年度を記載すること。  (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額、修業年数、講座の修了年度及び専門実践教育訓練給付金の額を記載すること。  (1)～(4)について、記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。
小計	円	小計	円
2. 高等職業訓練促進給付金等事業		2. 高等職業訓練促進給付金等事業	
(1) 高等職業訓練促進給付金		(1) 高等職業訓練促進給付金	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 (ア) 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×(支給延月数) (イ) (ア)以外の者 100,000円×(支給延月数) イ 市町村民税課税世帯に属する者 (ア) 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×(支給延月数) (イ) (ア)以外の者 70,500円×(支給延月数)
(2) 高等職業訓練修了支援給付金		(2) 高等職業訓練修了支援給付	(ア)市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) (イ)市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。



## (3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

○事業内容

事業名	支給件数等		
	受講者数		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	(ひとり親) (児 童)		
	開始時支給件数	修了時支給件数	合格時支給件数
	(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>1 受講開始時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者 受講開始費用の30%相当(4,001円以上75,000円以下) イ 令和5年4月1日以降に講座を開始した者 受講開始費用の40%相当 (ア) 通信制のみの場合 4,001円以上100,000円以下 (イ) (ア)以外の場合 4,001円以上200,000円以下</p> <p>2 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(1を支給した場合は、1として支給した額を差し引いた金額)(1と2を合わせた給付額の上限は100,000円) ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の50%相当額(1を支給した場合は、1として支給した額を差し引いた金額) (ア) 通信制のみの場合 1と2を合わせた給付額の上限は125,000円 (イ) (ア)以外の場合 1と2を合わせた給付額の上限は250,000円</p> <p>3 合格時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の10%相当額 (ア) 通信制のみの場合 1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円 (イ) (ア)以外の場合 1と2と3を合わせた給付額の上限は300,000円 記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。</p>
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-④)

## (4) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

○事業内容

事業名	支給件数等	
母子・父子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定件数	件
	うち面接2回以上のもの	件
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
	アフターケア実施件数	件
	うち1年以上実施のもの	件
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
母子・父子自立支援プログラム策定事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	(1)20,000円×(プログラム策定件数※) ※面接2回以上のものに限る  (2)20,000円×(アフターケア実施件数※) ※1年以上アフターケアを行うものに限る  (3)キャリアコンサルタントによる講習受講経費 1実施主体当たり 97,000円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-⑤)

## (5) ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	(1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円
	(2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円
	(3)相談支援体制の強化 (土日対応を行う場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,190,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,498,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,627,000円 ④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない) 1か所当たり 1,888,000円
	(土日対応を行わない場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,869,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 998,000円
	(同行型支援を行う場合) 1か所当たり 1,782,000円
合計額	合計額
円	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-⑥)

### (6) 離婚前後親支援モデル事業

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円
合計額 円	合計額 円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表2-⑦)

### (7) 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業

○事業内容

--

※事業内容について、詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

(円)

経費区分	対象経費実支出額	積算内訳
給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
合計額		

(注)経費については、対象経費の区分(給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(8)ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1か所当たり 2,200,000円
合計額 円	合計額 円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算書

(都道府県・指定都市・中核市名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄付金その他の取 入額	差引額 (A-B)	対象経費の実支出 額	算定基準による算定 額	遡定額	家庭療法支援員 の派遣等を受けた 世帯からの徴 収額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金交付 決定額	国庫補助金 受入済額	差引過 不足額 (K-I)	
														A
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)										1/2			
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	都道府県 指定都市 中核市分									1/2			
		市町村分							※1	※2				
	ひとり親家庭等生活上事業(通常分)	都道府県 指定都市 中核市分									1/2			
		市町村分							※3	※4				
	ひとり親家庭等生活上事業(特例分)	都道府県 指定都市 中核市分									2/3			
		市町村分							※5	※6				
	母子家庭自立支援給付金及び父 子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業									2/4			
		高等職業訓練促進給付金等事業									3/4			
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業										3/4			
	母子・父子自立支援プログラム策定事業										10/10			
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業										1/2			
	離婚前後親支援モデル事業										1/2			
	社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業										2/3			
	ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業										1/2			
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓 練促進資金)	都道府県等分 (都道府県、 指定都市分)									9/10				
	団体実施分							※7	※8					
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住 宅支援資金)	都道府県等分 (都道府県、 指定都市分)									9/10				
	団体実施分							※9	※10					
合 計														

(記載上の注意)

- 1 本表は、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業)、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)について以下2～11に基づき、記入すること。なお、市及び福祉事務所を設置する町村が行う「一般市等就業・自立支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」(市町村の直接補助事業)、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」(市町村の直接補助事業)、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」(市町村の直接補助事業)、「離婚前後親支援モデル事業」(市町村の直接補助事業)、「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業」(市町村の直接補助事業)及び「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業」(市町村の直接補助事業)については、別紙様式第2の別表1に記入すること。
- 2 E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯からの徴収予定額の合計額を記入すること。
- 5 H欄には、各事業ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 I欄には、H欄の額に1/2(母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については3/4、社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業については2/3、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進金及び住宅支援資金)のうち都道府県等分については9/10、母子・父子自立支援プログラム策定事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進金及び住宅支援資金)のうち団体実施分については10/10)を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 7 ひとり親家庭等日常生活支援事業の市町村分の各欄の額は、別表2の①の「※1～※2」の金額を記入すること。
- 8 ひとり親家庭等生活上事業の市町村分の各欄の額のうち、通常分は別表2の②の「※3～※4」の合計額を、特例分は別表2の③の「※5～※6」の合計額を記入すること。
- 9 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(訓練促進資金)のうち団体実施分の各欄の額は、別表2の④の「※7～※8」の合計額を記入すること。
- 10 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(住宅支援資金)のうち団体実施分の各欄の額は、別表2の⑤の「※9～※10」の合計額を記入すること。
- 11 J欄及びK欄については、交付要綱の8による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

## 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金実績調書

## (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(都道府県名) \_\_\_\_\_

市町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	費用負担基準 による徴収額	差引額 (F-G)	(H×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											※1	※2

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭等日常生活支援事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、市町村ごとに平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2の費用負担基準による徴収額の合計額を記入すること。
- 6 H欄には、市町村ごとにF欄からG欄を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、H欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 8 J欄には、H欄の市町村合計額から市町村負担額を差し引いた額を記入すること。
- 9 K欄には、I欄とJ欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 10 L欄には、K欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

## (2) ひとり親家庭等生活向上事業(通常分)

(都道府県名)

市町村名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選 定 額 F	(F×3/4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助所要額 J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※3	※4

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭等生活向上事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 6 H欄には、F欄の市町村合計額から市町村負担額を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

## (3) ひとり親家庭等生活向上事業(特例分)

(都道府県名)

市町村名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選 定 額 F	(F×5/6) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助所要額 J
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計									※5	※6

(記載上の注意)

- 1 本表には、ひとり親家庭等生活向上事業のうち、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県、指定都市及び中核市の直接補助事業については、記入の必要がないこと。(直接補助事業については、別表1に記入のこと。)
- 2 C欄には、市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3 E欄には、市町村ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 4 F欄には、市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 5 G欄には、F欄の市町村合計額に5/6を乗じた額を記入すること。
- 6 H欄には、F欄の市町村合計額から市町村負担額を差し引いた額を記入すること。
- 7 I欄には、G欄とH欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8 J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)



(別表2-④)

(4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進資金)のうち団体実施分

(都道府県・指定都市名)

団体名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選 定 額	都道府県指定都市補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※7	※8

(記載上の注意)

- 1 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 2 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各団体ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 6 I欄には、各団体ごとにH欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

(別表2-⑤)

(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)のうち団体実施分

(都道府県・指定都市名)

団体名	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 実支出額 D	算定基準に よる算定額 E	選 定 額 F	都道府県 指定都市 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助所要額 I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								※9	※10

(記載上の注意)

- 1 C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 2 E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
- 3 F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 4 G欄には、各団体ごとにF欄の額を記入すること。
- 5 H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 6 I欄には、各団体ごとにH欄の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

## ①母子家庭等就業・自立支援事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)

## ○事業内容

1 就業支援事業	
2 就業支援講習会等事業	
3 就業情報提供事業	
4 在宅就業推進事業	
5 養育費等支援事業	
	養育費専門相談員の配置
6 親子交流支援事業	
7 相談関係職員研修支援事業	
8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	
9 心理担当者による相談支援事業	
10 就業環境整備支援事業	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

## ○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 就業支援事業		1 就業支援事業	1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 6,651,000円 イ 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 7,346,000円 ウ 週6日実施の場合 8,041,000円 エ 週7日実施の場合 9,430,000円
2 就業支援講習会等事業		2 就業支援講習会等事業	次のア又はイに定める金額 ア 1センター当たり 9,200,000円 イ 平日夜間・土日祝日の開催のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合 14,248,000円
3 就業情報提供事業		3 就業情報提供事業	1センター当たり 2,809,000円
4 在宅就業推進事業		4 在宅就業推進事業	次により算出された額の合計額 1センター当たり 2,000,000円 なお、在宅就業コーディネーターを配置して支援を行う場合、1センター当たり、年度あたりの支援対象者数に応じて、以下のア～ウに定める金額を加算する。 ア 支援対象者5人以上15人未満の場合 3,000,000円 イ 支援対象者15人以上30人未満の場合 6,000,000円 ウ 支援対象者30人以上の場合 9,000,000円 ただし、支援対象者の報酬月額(平均)が1万円未満の場合、補助基準額に0.9を乗じる。

5 養育費等支援事業		5 養育費等支援事業	ア、イ、ウ及びエの合計 ア 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 1センター当たり 6,659,000円 イ ア以外の事業を行う場合 (ア) 週5日以下の実施の場合 4,736,000円 (イ) 週5日以下(土日を含む)の実施の場合 4,967,000円 (ウ) 週6日実施の場合 5,201,000円 (エ) 週7日実施の場合 5,670,000円 ウ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合 1,491,000円 エ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合 11,766,000円
6 親子交流支援事業		6 親子交流支援事業	1センター当たり ア 基本分 1,858,000円 イ 加算分 (ア)251件以上300件以下の場合 372,000円 (イ)301件以上350件以下の場合 744,000円 (ウ)351件以上400件以下の場合 1,116,000円 (エ)401件以上450件以下の場合 1,488,000円 (オ)451件以上500件以下の場合 1,860,000円 (カ)501件以上の場合 2,232,000円
7 相談関係職員研修支援事業		7 相談関係職員研修支援事業	1センター当たり 2,802,000円
8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業		8 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業	1センター当たり 2,300,000円
9 心理担当者による相談支援事業		9 心理担当者による相談支援事業	1センター当たり 3,000,000円
10 就業環境整備支援事業		10 就業環境整備支援事業	1センター当たり 2,880,000円
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、共済費、報償費、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(注2)基準額について、1～3及び5の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗して得られた額とするこ

- ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9
- ・3事業を実施している場合 0.95
- ・4事業を実施している場合 1.0

## ②ひとり親家庭等日常生活支援事業

都道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別葉に作成すること。

区 分	家庭生活支援員派遣家庭件数	家庭生活支援員派遣延べ回数
社会的事由を理由とする世帯		
自立促進に必要な事由を理由とする世帯		
生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯		
合 計 件 数	件	回

## ○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
		1 事務費	1都道府県(指定都市又は中核 4,128,000円)
		2 派遣手当	
		(1)子育て支援	
		ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間	
		(ア)児童1人の場合	900円×延べ活動単位数
		(イ)児童2人の場合	900円×延べ活動単位数×1.5
		(ウ)児童3人の場合	900円×延べ活動単位数×2
		(エ)児童4人の場合	900円×延べ活動単位数×2.5
		(オ)児童5人の場合	900円×延べ活動単位数×3
		イ 講習会会場等	1,350円×延べ活動単位数
		ウ 早朝、深夜等	
		(ア)児童1人の場合	1,120円×延べ活動単位数
		(イ)児童2人の場合	1,120円×延べ活動単位数×1.5
		(ウ)児童3人の場合	1,120円×延べ活動単位数×2
		(エ)児童4人の場合	1,120円×延べ活動単位数×2.5
		(オ)児童5人の場合	1,120円×延べ活動単位数×3
		エ 宿泊分	4,480円×延児童数
		オ 移動時間	1,860円×延活動単位数
		(ア)30分未満は、0単位	
		(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位	
		(ウ)1時間以上は、1単位	
		(2)生活援助	
		ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間	1,860円×延活動単位数
		イ 早朝、深夜等	2,325円×延活動単位数
		ウ 移動時間	1,860円×延活動単位数
		(ア)30分未満は、0単位	
		(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位	
		(ウ)1時間以上は、1単位	
合計額	円	合計額	円

(注1)経費については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役員費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(注2)基準額については、各々の区分ごとに計算式に基づき詳細に記載すること。

## ③ひとり親家庭等生活向上事業

都道府県・市町村名:

(注)本表は、市町村事業として実施する場合には、市町村ごとに別業に作成すること。

## ○事業内容

事業名	事業内容
1 ひとり親家庭等生活支援事業	
2 こどもの生活・学習支援事業(通常分)	
3 こどもの生活・学習支援事業(特例分) ※2	

※1 事業内容について、パンフレット、事業計画書等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。  
 ※2 令和4年度に平成28年2月9日内閣総理大臣決定「地域子供の未来応援交付金要綱」の事業メニューのうち「つながりの場づくり緊急支援事業」「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」又は令和4年2月8日子発0208第3号「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業の実施について」に基づき、補助を受けていた事業者に対し実施する場合に限る。

## ○経費

対象経費支出見込額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1 ひとり親家庭等生活支援事業		1 ひとり親家庭等生活支援事業	(1)1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 11,699,000円 (2)地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 4,420,000円
2 こどもの生活・学習支援事業(通常分)		2 こどもの生活・学習支援事業(通常分)	(1)生活指導・学習支援 ア 集合型により実施する場合:ウ(ア)、(イ)及び(エ)の合計 イ 派遣型により実施する場合:ウ(ア)及びウ(ウ)の合計 ウ 集合型と派遣型の両方を実施する場合:(ア)～(エ)の合計 (ア)事務費 1か所当たり 2,746,000円 (イ)事業費(集合型) 1か所当たり ① 週2日以下 4,898,000円 ② 週3日 7,346,000円 ③ 週4日 9,795,000円 ④ 週5日以上 12,244,000円 (ウ)事業費(派遣型) ① 1回の訪問が1日の場合 10,420円×訪問延回数 ② 1回の訪問が半日以内の場合 6,700円×訪問延回数 ※1 上記(1)ウ(イ)の実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。 (エ)実施準備経費(1実施場所当たり) ① 改修費等 4,000,000円 ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600,000円 ※2 令和5年度中に支払われたものに限る。 (2)食事の提供 1か所当たり 3,500,000円 ア 食事支援経費 1支援単位×300円 (1支援単位:支援を必要とする者1人に対する1回分の食事支援) イ 管理運営経費 アの額の15%を上限とする。 ウ 運搬費 600,000円 (ア及びイに関わらず、3,500,000円の範囲内で、600,000円を運搬費に当てることを可とする。) (3)連携体制整備 1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市町村当たり 453,000円
3 こどもの生活・学習支援事業(特例分)		3 こどもの生活・学習支援事業(特例分)	食事の提供 1か所当たり 3,500,000円 ①食事支援経費 1支援単位×300円 (1支援単位:支援を必要とする者1人に対する1回分の食事支援) ②管理運営経費 ①の額の15%を上限とする。 ③運搬費 600,000円 (①及び②に関わらず、3,500,000円の範囲内で、600,000円を運搬費に当てることを可とする。)
合計額	円	合計額	円

(注)経費については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

## ④母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

都道府県・市町村名:

## ○事業内容

事業名		支給件数等	
1 自立支援教育訓練給付金事業		支給件数	
		(1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格 (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者	
2. 高等職業訓練促進給付金等事業			
	(1)高等職業訓練促進給付金	支給件数(実件数)	支給延件数(延月数)
	(2)高等職業訓練修了支援給付金	支給件数	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

## ○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
1. 自立支援教育訓練給付金事業		1. 自立支援教育訓練給付金事業	合計金額を記載すること。 (1)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けていない受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用及び受講費用の60%相当額を記載すること。  (2)一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額及び一般(特定一般を含む。)教育訓練給付金の額を記載すること。  (3)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けていない受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額、修業年数及び講座の修了年度を記載すること。  (4)専門実践教育訓練給付金(専門資格の取得を目指すものに限る)の支給を受けた受給資格者 ※内訳として、1件毎の受講費用、受講費用の60%相当額、修業年数、講座の修了年度及び専門実践教育訓練給付金の額を記載すること。  (1)～(4)について、記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。
小計	円	小計	円
2. 高等職業訓練促進給付金等事業		2. 高等職業訓練促進給付金等事業	
(1)高等職業訓練促進給付金		(1)高等職業訓練促進給付金	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 ア 養成課程修了までの最後の12月の者 140,000円×(支給延月数) イ (ア)以外の者 100,000円×(支給延月数) イ 市町村民税課税世帯に属する者 ア 養成課程修了までの最後の12月の者 110,500円×(支給延月数) イ (ア)以外の者 70,500円×(支給延月数)
(2)高等職業訓練修了支援給付金		(2)高等職業訓練修了支援給付金	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×(支給件数) イ 市町村民税課税世帯に属する者 25,000円×(支給件数)
小計	円	小計	円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。

⑤ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

都道府県・市町村名: \_\_\_\_\_

○事業内容

事業名  ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	支給件数等		
	受講者数		
	(ひとり親) (児 童)		
	開始時支給件数	修了時支給件数	合格時支給件数
(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	(ひとり親) (児 童)	

※事業内容について、パンフレット等の詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1 受講開始時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を開始した者 受講開始費用の30%相当(4,001円以上75,000円以下) イ 令和5年4月1日以降に講座を開始した者 受講開始費用の40%相当 (ア) 通信制のみの場合 4,001円以上100,000円以下 (イ) (ア)以外の場合 4,001円以上200,000円以下 2 受講修了時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(4,001円以上100,000円以下) イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の40%相当額(1を支給した場合は、1として支給した額を差し引いた金額)(1と2を合わせた給付額の上限は100,000円) ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の50%相当額(1を支給した場合は、1として支給した額を差し引いた金額) (ア) 通信制のみの場合 1と2を合わせた給付額の上限は125,000円 (イ) (ア)以外の場合 1と2を合わせた給付額の上限は250,000円 3 合格時給付金 合計金額を記載すること。 ※ 内訳として、 ア 令和2年4月1日以降令和4年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) イ 令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに講座を修了した者 受講費用の20%相当額(1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円) ウ 令和5年4月1日以降に講座を修了した者 受講費用の10%相当額 (ア) 通信制のみの場合 1と2と3を合わせた給付額の上限は150,000円 (イ) (ア)以外の場合 1と2と3を合わせた給付額の上限は300,000円 記載欄が足りない場合は、任意の様式を別添として添付すること。
合計額	円	合計額	円

(注) 対象経費実支出額については、対象経費の区分(負担金、補助及び交付金、扶助費)ごとに積算内訳を記載すること。



(別表3-⑥)

## ⑥母子・父子自立支援プログラム策定事業

都道府県・市町村名: \_\_\_\_\_

## ○事業内容

事業名		支給件数等
母子・父子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定件数	件
	うち面接2回以上のもの	件
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	
	アフターケア実施件数	件
	うち1年以上実施のもの	件
	事業内容 (できるだけ詳細に記載すること)	

## ○経費

対象経費実支出額		基準額	
経費区分	積算内訳	経費区分	積算内訳
母子・父子自立支援プログラム策定事業		母子・父子自立支援プログラム策定事業	(1)20,000円×(プログラム策定件数※) ※面接2回以上のものに限る  (2)20,000円×(アフターケア実施件数※) ※1年以上アフターケアを行うものに限る  (3)キャリアコンサルタントによる講習受講経費 1実施主体当たり 97,000円
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑦)

## ⑦ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

都道府県・市町村名: \_\_\_\_\_

## ○事業内容

--

## ○経費

対象経費実支出額		基準額	
積算内訳		積算内訳	
		(1)就業支援専門員の配置等による相談窓口の強化 1か所当たり 5,000,000円	
		(2)集中相談の実施による相談窓口の強化 1か所当たり 3,100,000円	
		(3)相談支援体制の強化 (土日対応を行う場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 2,190,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 4,498,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 1,627,000円 ④ 土日対応支援加算(①～③のいずれも実施しない場合) 1か所当たり 1,888,000円	
		(土日対応を行わない場合) ① 弁護士等による相談対応支援加算 1か所当たり 1,560,000円 ② 補助職員配置支援加算 1か所当たり 3,869,000円 ③ 夜間対応支援加算 1か所当たり 998,000円	
		(同行型支援を行う場合) 1か所当たり 1,782,000円	
合計額	円	合計額	円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

## ⑧離婚前後親支援モデル事業

都道府県・市町村名: \_\_\_\_\_

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1都道府県(指定都市又は中核市)及び1市(福祉事務所設置町村)当たり 15,000,000円
合計額 円	合計額 円

(注)対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

## ⑨社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業

都道府県・市町村名: \_\_\_\_\_

○事業内容

--

※事業内容について、詳細が分かる資料がある場合には、別添として添付すること。

○経費

(円)

経費区分	対象経費実支出額	積算内訳
給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
合計額		

(注)経費については、対象経費の区分(給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費、役務費等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑩)

## ⑩ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業

都道府県・市町村名: \_\_\_\_\_

○事業内容

--

○経費

対象経費実支出額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1か所当たり 2,200,000円
合計額 円	合計額 円

(注) 対象経費実支出額については、対象経費の区分(報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費、委託料等)ごとに積算内訳を記載すること。

(別表3-⑪)

## ⑪ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(訓練促進資金)のうち団体実施分

都道府県・指定都市名: \_\_\_\_\_

団体名: \_\_\_\_\_

(注) 本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別葉に作成すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	1 入学準備金 1人当たり 500,000円以内  2 就職準備金 1人当たり200,000円以内  3 事務費 1都道府県等当たり 7,200,000円  ※ 都道府県又は指定都市が適当と認める団体が行う事業に対し、都道府県又は指定都市が補助する場合、上記により計算された額の合計に9/10を乗じて得た額とする。
合計額 円	合計額 円

(別表3-⑫)

⑫ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業(住宅支援資金)のうち団体実施分

都道府県・指定都市名: \_\_\_\_\_

団体名: \_\_\_\_\_

(注)本表は、間接補助事業として実施する場合には、団体ごとに別葉に作成すること。

○経費

対象経費支出見込額	基準額
積算内訳	積算内訳
	住宅支援資金 1人当たり 月額40,000円
	事務費 7,200,000円
	※ 都道府県又は指定都市が適当と認める団体が行う事業 に対し、都道府県又は指定都市が補助する場合、上記によ り計算された額の合計に9/10を乗じて得た額とする。
合計額 円	合計額 円